

《よくある質問集（追加版）》

※追加分は赤字で記載しております。

【ver.7.20】

(1) 【学校が端末を整備する場合】

No	分類	質問	回答
1	助成対象	基本的にはタブレットやノートPCが対象になると思いますが、デスクトップPCは対象となりますか？	生徒一人に1台ずつ、授業用に持ち歩きも可能な端末を対象としているため、デスクトップPCは対象外です。
2	助成対象	新1年生を担当する教員用の端末は対象となりますか？	教員用の端末は対象外です。
3	助成対象	端末の保証料は対象となりますか？	学校が端末を整備する場合、保証料に関しては、申請年度に支払った金額が対象となります。 ・3年間分を一括で支払っている場合 →3年分が対象となります。 ・3年間分を分割で1年ずつ毎年度支払っている場合 →申請年度支払分のみ対象となります。
4	助成対象	高校のパソコン教室の端末を整備する場合、本助成金の対象となりますか？	生徒一人が1台を使用する端末を対象としているため、対象外です。
5	助成対象	当校は、学校が購入した100台のタブレットを必要に応じて生徒が使用する方式ですが、対象となりますか？	生徒一人が常時1台を使用する端末を対象としているため、対象外です。
6	業者決定	購入業者を決定するのに3者以上の見積合わせ等が必要でしょうか？	法人又は各学校の契約関係の規定に基づいた購入手続きを実施していれば、見積合わせ等がなくても問題はありません。
7	購入方法	4月当初から端末を使用した授業を行うため、前年度3月中に端末の購入契約及び納品をしましたが、対象となりますか？	端末の購入契約及び納品は申請年度の前年度でも対象となります。
8	購入方法	端末をリースで整備し、生徒へ無償で貸与、生徒卒業後は業者へ返却します。リース料は毎月支払っていますが、3年分が対象となりますか？	学校がリース契約により端末を整備した場合、申請年度に支払った費用のみが対象となります。
9	購入方法	端末の購入費用について、割賦契約による3年間の分割払いで支払っている場合は、3年分が対象となりますか？	学校が割賦契約により端末を整備した場合、申請年度に支払った費用のみが対象となります。

(2) 【学校が生徒(保護者)の端末購入費用への負担軽減に取り組む場合】

No	分類	質問	回答
10	助成対象	生徒が端末を購入する場合、その費用について助成されるのでしょうか？	本事業は学校へ助成する事業です。 学校が生徒(保護者)の端末購入費用への負担軽減に取り組む場合、学校が生徒(保護者)の費用負担を軽減する経費の一部について、学校へ助成します。
11	助成対象	当校は中高一貫校です。生徒は中学から端末を使用しているため、高校入学時もそのまま使用します。この場合は対象とならないのでしょうか？	中学で使用していた端末を、高校でも使用する場合は、対象外となります。高校入学時に新たに端末を購入される場合が対象となります。
12	助成対象	スマートフォンは対象となりますか？	主に授業に使用するための学習用端末を対象としているため、対象外です。
13	助成対象	端末の保証料は対象となりますか？	学校が生徒(保護者)の端末購入費用への負担軽減に取り組む場合、保証料に関しては、申請年度に負担軽減した金額のみが対象となります。 なお、生徒の保証料支払いが3年間の分割払いであっても、学校が、3年分の費用を確認し、申請年度に3年間分の負担軽減をしている場合は3年分が対象となります。
14	学校の負担軽減制度	生徒の端末購入費用に対して負担軽減を行う場合、規程等を作成する必要はあるのでしょうか？	生徒(保護者)に対し負担軽減を行うにあたり、学校として基準(決まり)を設けていただくことが必要となりますが、必ずしも規程の形で作成する必要はありません。 保護者へのお知らせに、負担軽減の内容を詳細に記載することでも基準となりますので、法人又は学校の実情に応じた方法で、負担軽減の基準を設けてください。 申請時に、学校の負担軽減制度が分かる資料を提出していただきます。
15	学校の負担軽減制度	現在、生徒の端末購入に対し負担軽減を行っていませんが、今から制度を作成して対象となりますか？	9月の申請時まで、学校における負担軽減制度が整備されていれば対象となります。
16	購入時期	当校では一人1台端末を既に導入しており、生徒が用意する端末については、機種等を入学前に案内しています。 ①生徒が入学前に購入した場合も対象となりますか？ ②入学後に端末購入費の負担軽減制度を周知したところ、当初端末を購入しなかった生徒が、新たに購入しました。対象となりますか？	①入学前であっても、生徒の入学決定後(新高校1年進学決定後)の購入であれば対象となります。 ただし、生徒(保護者)に対する負担軽減は令和4年4月1日から令和5年1月31日までに行ってください。 ②生徒が、学校の端末購入案内等に基づいて購入し、当該生徒に対して学校が負担軽減制度を実施する場合は、対象となります。

No	分類	質問	回答
17	学校審査 (基本分)	生徒の端末購入経費負担を軽減するため、学校で金額等を確認する必要がありますが、どのような書類で確認すればよいでしょうか？	生徒(保護者)から提出される端末購入に係るレシートまたは領収書等で、購入物品、購入時期、金額等を確認してください。
18	学校審査 (基本分)	生徒がレシート・領収書等を紛失してしまい、学校で生徒の端末購入経費の確認ができない場合は対象外となるのでしょうか？	原則対象外となりますが、学校が購入機種、購入時期、購入価格について、聞き取り等により事実を推定し、その内容について学校として証明できて、減免等の負担軽減を実施しているのであれば、例外的に対象とすることは可能です。
19	学校審査 (基本分)	生徒からレシートの提出があり、内容を確認したところ、購入店のポイントを使用していたため支払いがありません。対象となりますか？	実際の支払額を確認してください。ポイントを使用して購入していた場合、ポイント使用分を除いた金額が対象となります。全額ポイントを使用した場合、対象なりません。なお、購入時、新規に付与されるポイントについては考慮する必要はありません。
20	学校審査 (加算分)	所得が一定基準以下の世帯(年収が約350万円未満の世帯)について、さらなる負担軽減を行いたいと考えています。該当する世帯の確認はどのように行えばよろしいでしょうか？	所得が一定基準以下の世帯(年収が約350万円未満の世帯)の確認は、以下の書類によって行ってください。 (1)生活保護受給世帯 ・生活保護受給証明書等 (2)住民税が非課税の世帯 ・非課税証明書等(保護者全員分) (3)都道府県民税所得割+区市町村民税所得割の合計が85,500円未満の世帯 ・課税証明書等 ※当該書類に記載の「都道府県民税所得割+区市町村民税所得割の合計額」(保護者全員の合計)により確認。
21	学校審査 (加算分)	所得が一定基準以下の世帯(年収が約350万円未満の世帯)の確認書類について、 ①課税証明書は何年度の書類を確認すればよいでしょうか？ ②保護者の他、生徒の兄弟等に収入がある場合、兄弟等の収入を確認する必要がありますか？	①令和4年度課税証明書(令和3年の所得に基づく税額が記載)で確認してください。 ②兄弟の収入を確認する必要はありません。保護者の収入のみ確認してください。
22	学校審査 (加算分)	多子世帯(扶養する23歳未満の子が3人以上の世帯)について、さらなる負担軽減を行いたいと考えています。該当する世帯の確認はどのように行えばよろしいでしょうか？	多子世帯(扶養する23歳未満の子が3人以上の世帯)については、保険証の写しや、住民票等により、年齢及び扶養状況等を確認してください。

No	分類	質 問	回 答
23	学校審査 (加算分)	多子世帯(扶養する23歳未満の子が3人以上の世帯)の確認書類において、「23歳未満の子」はどのように確認すればよいでしょうか？	23歳未満の子については、保険証の写しや、住民票等に記載されている生年月日が、平成11年1月2日以降の方が対象となります。
24	学校審査 (加算分)	多子世帯の対象に所得制限はありますか？	多子世帯に該当する世帯に所得制限はありません。
25	負担軽減 の方法	生徒(保護者)への負担軽減の実施(返金等)について、どのような方法がありますか？	<p>負担軽減の実施方法について、下記に例示します。</p> <p>(1)生徒が各自で端末を購入した場合</p> <p>①負担軽減額を生徒(保護者)の口座へ振込む。</p> <p>・下記③、④の方法も該当します。</p> <p>(2)学校が生徒の代理で購入し、経費の全額を生徒(保護者)から集金する場合</p> <p>・端末費用をこれから集金する場合</p> <p>②端末費用を生徒(保護者)から集金する際、負担軽減額を差し引いた金額を集金する。</p> <p>・端末費用を既に集金している場合</p> <p>③次回の生徒(保護者)からの端末費用以外の集金時に、負担軽減額を差し引いた金額を集金する。</p> <p>・端末費用を積立口座(※1)で処理している場合</p> <p>④学用品のための積立口座へ入金する。</p> <p>※1 生徒(保護者)からの集金額は、学校の学用品積立口座(預り金)に入金し、端末費用含めた教材費はそこから支払う。口座は一つだが、各生徒別に残高を管理。</p> <p>・端末費用を分割で集金(※2)する場合</p> <p>⑤今年度分の3万円は集金し、1月31日までに2・3年目の費用を集金しない事を文書等で周知。</p> <p>※2 9万円の端末費用を、年間3万円ずつ、3年間で集金する。</p> <p>いずれの場合においても、生徒(保護者)に対し、負担軽減方法の説明を、文書等にて周知してください。</p> <p>※上記の負担軽減方法は一例です。他の方法をお考えで、対象となるか確認されたい場合は、下記の財団問い合わせ先までご連絡ください。</p>

No	分類	質 問	回 答
26	負担軽減の方法 (加算分)	所得が一定基準以下の世帯及び多子世帯への更なる負担軽減について、端末価格が9万円を超える場合、どのような扱いになりますか？	<p>端末価格が9万円を超える場合においても、基本分(6万円の部分)に加え、所得が一定基準以下の世帯に対しては3万円、多子世帯に対しては1万5千円を追加で負担軽減する場合、加算分の対象となります。</p> <p>9万円を超える部分についての負担軽減は、学校の任意となりますので、実施しない場合も対象となります。</p> <p>◆助成額及び負担額の例 【9万円を超える部分を生徒(保護者)負担とした場合】</p> <p>○端末価格が10万円の場合</p> <p>(1)所得が一定基準以下の世帯の加算がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成額 9万円(基本分6万円+加算分3万円) ・生徒(保護者)負担額 1万円 <p>(2)多子世帯の加算がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成額 7万5千円(基本分6万円+加算分1万5千円) ・生徒(保護者)負担額 2万円5千円
27	確認書類	学校が端末を購入し、生徒から費用の全額を集金する「学校が代理購入」する場合は、生徒(保護者)の領収書等は必要でしょうか？	<p>学校が代理購入する場合は、購入費用が学校と業者の間で把握可能であるため、生徒(保護者)の領収書等は必要ありません。</p> <p>助成金申請時に、学校が業者から購入する際の契約書(注文書と注文請書のセットでも構いません)及び納品書を提出してください。</p> <p>※それぞれの書類は写しで結構です。</p>

(3) 【(1)(2)共通】

No	分類	質 問	回 答
28	助成対象	授業支援用等の教育用ソフトウェアは対象となりますか？	有償のソフトウェア、ライセンス等は対象外となります。
29	助成対象	授業で端末を使用する際の通信料は対象となりますか？	端末(本体等)整備時に係る経費が助成対象のため、通信料は対象外となります。
30	助成対象	端末納品時における、送料や設定料(キッティング費用)は対象となりますか？	送料、設定料(キッティング費用)等の諸費用は対象外となります。
31	助成対象	年度途中で退学した生徒がいます。また新たに1学年に転入した生徒もいますが、当該生徒分の端末購入費用は対象となりますか？	<p>退学した生徒及び転入生の端末購入費用も対象となります。</p> <p>9月の申請期間①以後の転入生分については、12月中に整備されるものであれば、1月の申請期間②でご申請ください。</p>
32	助成対象	2学年、3学年に転入した生徒がいますが、当該生徒分の端末購入費用は対象となりますか？	新入生(1学年)を対象としているため、2学年、3学年への転入生分については対象外となります。

No	分類	質 問	回 答
33	助成対象	端末の購入はせず、タッチペン等付属品のみ購入する場合は対象となりますか？	本制度は、端末購入費用について助成することを目的としております。付属品については、「端末の付属品」であるため、端末の購入が無い場合は対象外となります。
34	購入時期	端末を購入(または購入契約)しましたが、購入業者から、半導体不足のため納品が9月30日までに間に合わないご連絡がありました。申請は可能でしょうか？	至急、下記の財団問い合わせ先までご連絡ください。

《問い合わせ先》

公益財団法人東京都私学財団 振興部振興課

Tel 03-5206-7923 Fax 03-5206-7927

e-mail shinko-joseikin@shigaku-tokyo.or.jp



※申請書の様式は、財団HPからダウンロードできます。

私学財団 様式集

検索

